

## 【許可等申請手数料】

横手市屋外広告物条例(平成24年横手市条例第45号)

広告物を表示し、又は掲出物件を設置（更新・変更等を含む）する場合。

区分	表示面積	単位	金額
広告塔又は広告板 (発光装置又は照明装置を有するもの)	表示面積1㎡未満のもの	1個	2,300円
	表示面積1㎡以上5㎡未満のもの	1個	2,600円
	表示面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	3,300円
	表示面積10㎡以上のもの	1個	3,600円に10㎡を超える部分が1㎡増すごとに100円を加算した額
広告塔又は広告板 (その他のもの)	表示面積1㎡未満のもの	1個	500円
	表示面積1㎡以上5㎡未満のもの	1個	900円
	表示面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	1,700円
	表示面積10㎡以上のもの	1個	1,900円に10㎡を超える部分が1㎡増すごとに100円を加算した額
はり紙	—	50枚	300円
はり札	—	1枚	100円
立看板	—	1枚	300円
広告旗	—	1枚	500円
広告幕	—	1枚	500円
アドバルーン	—	1個	2,300円

備考

- 1 表示面積の計算方法は、規則で定める。
- 2 はり紙の枚数が50枚に満たないとき又ははり紙の枚数に50枚未満の端数があるときは、それぞれ50枚とする。
- 3 この表において「表示面積」とは、広告塔又は広告板の表示部分の面積をいう。

## 【許可期間】

区分	許可期間
広告塔又は広告板	3年以内
はり紙	1月以内
はり札	2月以内
立看板	2月以内
広告旗	2月以内
広告幕	2月以内
アドバルーン	1月以内